

## 1. 総則

### 資料 1 - 1 勝浦市防災会議条例

昭和40年 3月25日

条例第12号

改正 昭和45年10月 1日 条例第32号

昭和48年 3月24日 条例第13号

平成12年 3月24日 条例第 7号

平成18年12月15日 条例第25号

平成24年 9月27日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、勝浦市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 勝浦市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

- 6 前項の委員の定数は、18人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年10月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日条例第25号) 抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 2 勝浦市災害対策本部条例

昭和42年10月 1 日

条例第23号

改正 平成24年 9 月27日条例第21号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、勝浦市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成24年 9 月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 3 勝浦市災害対策本部規則

昭和42年11月 1 日

規則第14号

改正 昭和46年10月 1 日規則第16号  
昭和47年 4 月22日規則第19号  
昭和50年 7 月 1 日規則第17号  
昭和51年 9 月10日規則第 8 号  
昭和58年 3 月31日規則第18号  
平成 7 年 1 月31日規則第 2 号  
平成 8 年 3 月28日規則第 1 号  
平成10年 3 月27日規則第 8 号  
平成12年 3 月29日規則第 4 号  
平成19年 3 月16日規則第10号  
平成22年 3 月19日規則第10号  
平成23年12月15日規則第19号  
平成25年 3 月28日条例第17号  
平成26年10月17日条例第27号  
平成30年12月13日条例第12号  
令和 2 年 4 月 1 日条例第34号

(目的)

第 1 条 この規則は、勝浦市災害対策本部条例（昭和42年勝浦市条例第23号）第 4 条の規定に基づき、勝浦市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部室)

第 2 条 本部に本部室を設け、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する

(本部室の構成)

第 3 条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、勝浦市行政組織条例（昭和58年勝浦市条例第 3 号）第 2 条の規定により

設置する課の長、水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長及びその他本部長が指名する者をもって充てる。

(本部連絡員)

第6条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置くことができる。

- 2 連絡員は、本部長が指名する職員をもってこれに充てる。
- 3 連絡員は、特に本部長の指示があった場合のほか、本部室において執務し、各種情報の収集及び相互連絡調整の事務を担当する。

(組織編成及び事務分掌)

第7条 本部に事務局を置き、本部長の命により本部の事務に従事する。

- 2 事務局長は、消防防災課長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、総務課長をもって充てる。

(職員の配備)

第8条 事務局に班を置き、班に係を置くことができる。

- 2 班及び係の組織編成及び事務分掌は、本部長が別に定める。

(本部要員の配備)

第9条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部要員の配備は、本部長が別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 千葉県災害救助隊勝浦支隊組織規程（昭和36年勝浦市訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和46年10月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月22日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日規則第17号）

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月10日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第18号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日規則第1号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第4号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月15日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月17日規則第27号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第34号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。